

厚生文教常任委員会

令和5年12月19日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和5年12月19日(火) 午後2時15分 開会
午後4時16分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	藤井本	浩
副委員長	柴田	三乃
委員	坂本	剛司
〃	杉本	訓規
〃	梨本	洪珪
〃	松林	謙司
〃	増田	順弘

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	川村	優子
議員	西川	善浩
〃	吉村	始
〃	奥本	佳史
〃	谷原	一安
〃	下村	正樹

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古	和彦
副市長	東	錦也
教育長	椿本	剛也
総務部長	林本	裕明
市民生活部長	前村	芳安
市民窓口課長	森本	欣樹
保険課長	増井	朋子
〃 補佐	西川	進
教育部長	井上	理恵
教育部理事	葛本	章子
体育振興課長	竹本	淳逸
〃 補佐	西井	満良

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則
書記	新澤明子
〃	神橋秀幸

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第90号 葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定について
議第91号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
議第92号 葛城市手数料条例の一部を改正することについて

開 会 午後2時15分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

本日、12月定例会の最終日でございます。追加議案が提案されまして、厚生文教常任委員会、3議案が付託をされております。慎重審議賜りますようお願いをいたします。

委員外議員の紹介をいたします。奥本議員、谷原議員、吉村議員、下村議員、西川議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけて発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会では、マスクの着用については個人の意思に委ねられております。マスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第90号、葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

井上教育部長。

井上教育部長 教育部の井上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま議題となりました議第90号、葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定期間が令和6年3月31日で満了いたしますので、当施設の指定管理者の公募を行い、弁護士及び公認会計士などの学識経験者を含む指定管理者選定委員会におきましてご審議をいただき、葛城市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、共同事業体コナミスポーツ・近鉄ファシリティーズグループを指定管理者の候補者として選定いたしましたので、指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を予定しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

坂本委員。

坂本委員 皆さん、お願いします。コナミスポーツ、私はよくやっておられるかなと思っているんですけども、この葛城市体力づくりセンター、ちょっとお聞きしますけれども、始まってから何年ぐらいたつんでしょうか。それで見た感じ、ちょっと建物が古くなっているような印象を受けます。コナミスポーツから何かここを修理してほしいというような要請とか、そういうことはありますでしょうか。1年か1年半ほど前に更衣室のロッカールームを何か交換

されたと記憶しておりますけれども、それ以外にもここが悪いので修理してほしいというような、そういう要請というのはございませんか。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課の竹本でございます。どうぞよろしくお願ひします。

ただいまの坂本委員のご質問ですけれども、お尋ねの体力づくりセンターのウェルネス新庄につきましては、旧新庄町の平成16年4月1日オープンでございますので、今年度末をもって丸20年という形になります。

そして、施設のなものであることとございますが、今現在、定期的な打合せをしている中では、次年度に向けて、空調のほうの更新時期になっているということで、その対策について検討しているところでございます。それと、20年というところで、1回終わっている部分もございますけれども、ある程度、それぞれの設備的なものは更新時期に来ているので、次年度以降、再来年度以降ぐらいで順次計画的にという形になるかなというところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 空調とかが更新の時期に当たっていると、そういうことですけれども、施設はそういうことで部分的に更新の時期になっておりますけど、よく聞くんですけれど、高齢者の方がよく利用されているということで、中のマッサージ機、人気があって、風呂に入った後にマッサージをして帰られるというふうに聞いています。マッサージ機が人気があって、4台あるマッサージ機のうち、あまりにもよく使われるので2台が故障している、何とかならないかというような、そういうことを聞いたりします。そういう機械類はコナミスポーツの責任ということになるのでしょうか。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課の竹本でございます。

ただいまの坂本委員の質問のマッサージ機等の修繕については、基本的には全般なんですけれども、1件当たり20万円までの軽微な修繕については、指定管理者側でやっていただくという形になっております。それ以外の分については随時計画的にとか、場合によっては緊急で対応するケースもございます。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 市民の皆さん、市外から来られている皆さん、すごく楽しみにされていますので、建物、それから機械とか、充実して1日過ごしてもらえたらいいかなと私は考えております。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお願ひします。まず、今回この議案が12月議会の当初ではなくて、この最終日に提案されたということの説明をひとつお願ひできますでしょうか。

2つ目なんですけれども、今、手元に資料で募集要項と業務仕様書と基本協定書をいただいているんですけれども、この基本協定書を拝見させていただくと、これ、前回の協定書だと思うんです。まだ今回の協定書に関しては議決の後ということになるかもしれませんが、恐らく仮の協定等を結ばれていると思いますので、その協定の内容、前回と今回とどういふような違いがあるのかということをご説明いただけますか。それが2点目。

あと、3点目なんですけれども、ちょっと私、今回、5年間の指定管理者の議決ということになりますので、この5年間の事業計画とか収支計画というものを一度拝見させていただきたいなというふうに思うんですけれども、そういった内容等も、もしお手元に資料があるようでしたらお示しいただけないかなというところで、3点よろしくお願ひします。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課の竹本でございます。

ただいまの梨本委員の質問の、まず1点目の追加議案となったということでございますが、こちらにつきましては、今回、公募という形で改めて10月2日に告示した結果、10月13日の現場説明会後、11月9日から11月16日の申請期間に1グループの共同企業体からの申請がありました。そして、外部委員を含む指定管理者選定委員会で選定するに際しまして、当初、11月17日に第1回の指定管理者選定委員会を開催いたしまして、そこで選定させていただいて上程をさせていただく予定でございましたが、この際に、応募者からの提案内容で、収支計画の、特に運営補てん金である指定管理料の増額をする旨の提案がございましたので、委員からは、収支計画の収支見込額等の詳細資料の精査をいただいた上で、再度確認する必要があるのではというご意見がございました。そのため、資料の準備期間を踏まえて、2回目の委員会開催の日程調整をさせていただいたところ、12月1日の開催となりましたことで、12月議会の当初議案の上程を予定しておりましたが間に合わずに、当初議案ではなく今回の追加議案の上程となったところでございます。

そして、2点目の協定内容についてでございますが、追加議案になったところでも簡単に触れましたように、今回の提案事項の中で、特に運営補てん金であります金額の約960万円の増額等の提示があったというところで、そういったところの部分については、協定内容的には大きく変わる部分かと思ひます。あと、それ以外の協定内容については、また議決いただいた後、4月の協定に向けて細部を協議で決めるところも整理する部分がございますので、それを踏まえた中での協定という部分で考えているところでございます。

そして、あと事業計画書と収支計画書のご提示というところでございますが、確かに応募提案の中ではもちろん提出いただいておりますが、その資料につきましては企業側の事業の収支等の報告等の計画も入っているところでございますので、そのあたりはこちらサイドで提示させてもらうのはちょっと難しいかなというところで考えております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 では、ちょっと順番に聞かせてください。追加議案になった理由としては、指定管理者選定委員会のほうが11月17日が1回目、そこから提案内容とか運営補てん金なんかの増額

ということがあったので、その資料準備があつて、2回目が12月1日だったので、5日の開会に間に合わなかったと、こういうことですね。分かりました。

これは分かったんですけれども、そうすると、2つ目、3つ目の内容に関わるんですけれども、例えばそれで運営補てん金が増額になって、今、960万円ということをご提示いただいたと思うんですけれども、実際にそれが今後盛り込まれて、細部について詰めていくということなんですけれども、少なくとも今の段階で仮協定書なんかは結んでいच्छゃらないんでしょうか。その仮協定書等をたたき台として今後、この議決をもって本協定に移っていくというふうに理解しているんですけれども、そういったものも協定も全くなく今進んでいるという理解でよろしいんでしょうか。本当にそれでいいのかという確認をさせてください。

3つ目、事業計画と収支計画をお示しできないということなんですけれども、議会として、その内容を見れないということであれば、何を審査したらいいんですか。事業計画とか収支を、どういう推移になって、本当にここに指定管理を任せて。誤解があつたら困りますけれど、私はコナミスポーツにぜひやっていただきたいと、賛成なんですよ。していただきたいと思っているんですけれども、手続上として、議会が議決するには、やはりその内容についてきちんと確認していくという作業が私は必要やと思うんです。その5年間の事業計画とか収支計画を提出できないと言われると、では、我々、この委員会は何を議決したらいいのかということになってしまうと思うので、再度なぜ出せないのかということだけ、もう一回ご説明いただけますか。よろしくお願いします。

藤井本委員長 井上部長。

井上教育部長 梨本委員のご質問にお答えさせていただきます。

公募しました際に、その2つの書類は提出書類になってございます。そして、先ほども述べましたが、外部の人も含めた指定管理者選定委員会の中で、そういった書類を十分に審議はいただいたんですが、その後、書類自体をもう回収させていただいておりまして、通常、プロポーザルとかをした場合でも、そういった書類につきましては普通、回収になっておるんですけれども、今回も同じく回収をしておりまして、その書類を議会の場に提出できるかということになりますと、その金額の部分にはなかなか、先ほど課長も言いましたけれども、提出資料であつて、計画書ですので、まだ確定の部分ではない部分の計画ですので、できましたら、相手もありますので、通常どおりお示しをさせていただかないということも我々は考えておるところでございます。

藤井本委員長 まず今の質問で、協定はまだこの後ですということやけども、仮協定書があるのかないのか、あつてするのが当然だろうというのが委員の考え方で、そこはどうなっているのかというのをはっきりとお答えください。

それと、960万円が運営補てん金として上乘せになると。何で上乘せになんのかというのでも分からずして審査になりませんので、そのようなことをおっしゃっています。回数に制限あるので、きちんとお答えください。

井上教育部長 分かりました。では口頭でお答えを尽くしたいと思います。

まず、1点目の仮協定書につきましては、従来から作っておりませんので、4月1日の協

定の締結に向けては今後、協議を重ねたいとは思っておりますが、現時点では仮協定書というのをごさいます。

次に、960万円の部分でございます。主な要因は人件費の増と光熱水費の増、そして維持管理費の増、そのほかの送迎バス等の管理費の増、この4点でございます。人件費的には、バイトの賃金及び職員の賃金の増で500万円。そして、光熱水費では水道、電気、ガス、合わせまして350万円。そして、維持管理費では施設の維持管理に伴う増が260万円。そして、先ほどの最後の管理費で132万円の増。こちらは送迎バスの維持管理等、日常点検、清掃、運行燃料費等々ということでございます。これを合計しますと1,242万円の増になるわけですが、コロナ禍からの会員の数が復活する収入、会員増が282万円ということで、1,242万円の歳出増に対しまして、会員増による収入が282万円ということで、それを差引きしますと960万円というところをお示しいただいたところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 内容については今、部長から数字のほうをご説明いただいたんですけども、基本的に、前回の議会運営委員会の場でも、恐らくちゃんとした資料をしっかりと出してほしいというようなことを委員から理事者側に申入れがあったと思うんです。この資料、事業計画書、収支計画書に関しましては、回収資料でもいいと思うんですけども、お示しいただかないとなかなか、これ、金額のことだけはちょっと今お伝えいただいたんですけども、内容については、ほかの項目も含めてどういうものになっているのかということをやっぱりしっかり審査する上では必要な資料かなと思いますので、ちょっと今回、資料が出てきていないということに関してはどうなのかなというふうに思っております。

仮の協定書に関して、今、葛城市の場合は指定管理のガイドラインがないということで、これは総務建設常任委員会のほうでもしっかりと審査されていて、今後ガイドラインを作成していく方向で多分話は進んでいると思うんですけども、私もいろいろ調べていて、大阪市の場合は、議会の議決を経る前に仮協定を締結するというふうにまず決まっているわけなんですよ。その後指定管理者に指定通知した時点で、指定管理者と本協定を締結することとするというふうにガイドラインの中で決まっているんです。少なくとも議会に提出していただく段には仮の協定書、こういう内容で締結しますということに対して、やはり我々がその内容について、これでいいですということで議決するという流れが普通なのかなと思いますので。私、本当にあかんと言っているんじゃないんですよ。でも、このままいって、その協定書の内容を全く見ずに議決していいのかということに関しては、非常にもやもやとした気持ちが残っておるということだけお伝えしておきます。

以上です。

藤井本委員長 指定管理の場合、今、委員からもございましたように、仮協定書がなくてということやけども、普通、契約するときとかは仮契約書とかがあって、議会の議決があって、それが本契約になる、そのようなケースでやっているわけですけど、総務部長、担当部長、ちょっとその辺の、今、大阪市の事例がございましたけども、指定管理の場合の協定というのか契

約のやり方、性質的なところ、ご説明いただけないでしょうか。

林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

ただいま委員長のほうからご質問というか、こういう指定管理の協定書の話の中で、仮協定というお話、梨本委員からもいただきましたけれども、そもそも指定管理というのは契約ではなくて行政処分ということで定義づけられているというふうに解釈をしております。その中で、当然、行政処分ですので、一方的という表現にはなるんですけども、ただ、相手方である指定管理者と地方自治体のほうが、いろんな細かい部分を取り決めないといけないという形で協定書のほうを締結すると。

その流れなんですけども、今、梨本委員、いろんなところでお調べいただいて、こういう仮協定というお話をいただきましたけれども、それは基本、他市町村を見て、実際、仮協定を先に締結してからというところもあります。ただ、私ども、まだ指定管理のガイドラインのほうがちよっと策定できておりませんので、今後そういうことも踏まえて、当然、調査研究しながら、ガイドラインというものをどういうふうな形で、この協定書との位置関係ということを決めていかないといけないかということは1つの課題になるかなというふうに考えております。

今回の募集要項の中で、多分、7ページの4番に、一応、仮協定という表現じゃなくて、議会の議決後に管理運営に関する細目については、指定管理者と市が協議の上、同意に至った内容を協定するというような形の募集要項のつくりでもありますので、特に何かこの時点で問題はないという表現にはなるかとは思いますが、手続的には支障、問題はないかなというふうに解釈はしております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 それであれば、仮協定のことは分かりましたので、ちよっと分かる内容の、例えばさっき申しておりました、基本的に協定を結ぶに当たって、事業計画であるとか収支計画であるとか、そういったものはベースとして多分協定に移っていくと思いますので、そういった資料は提出、再度いただけないのかということだけちよっとお願いしてもいいですか。というのが、議会の議決に当たって、ほかの事例を言って申し訳ないんですけども、例えば堺市の事例なんかで言うと、これもガイドラインがないからあれかもしれませんけれども、少なくとも説明資料以外に別途、市議会から関係資料の提出を求められた場合は、堺市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除き、資料を提出することとしますというような条項があるんですね。もしそれが情報公開条例に引っかかるような情報であれば、私ども、見せてくれということと言わないんですけども、そういう書類では当然ないと思いますので、やはりそこは提示していただいて、議員に当然、内容を確認していただいた上で議決という行為をするというのが正当な流れかと思っておりますので、そのあたり、もしすぐのできるのであれば、ぜひ資料の提出をしていただきたいということだけ、ちよっと委員長のほうにも申し入れておきます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 今、総務部長も入っていただいて、その性質について説明をいただきました。ガイドラインがないから、ガイドラインがあるところは先にやっているところもあるということなんですよね。これは私らも知らなかった。皆さん今、ご理解いただいたであろうかと思いません。

やはり今、委員が話をされたとおりに、議決するに当たって材料というものの、気持ちの中では、うまく健全にやっただけなので、それはそれで分かっているんですけども、今回、金額の値上がりというんですか、指定管理料が上がるというところら辺で、市当局としては打合せとか、指定管理者選定委員会も数回開いていただいていると。仮協定書はないということですけども、回収するにしても結構ですから、計画は出せないですか。あるのかなのかです。なかったらもう出されへんわけやけども、あれば回収用として。

井上部長。

井上教育部長 ちょっと協議をさせていただいてよろしいでしょうか。一旦、今お求めでございますので、もちろん指定管理者選定委員会の中では必要条件になっておいた書類でございますので、書類自体は存在はしておりますので。ただ、今までのことを考えますと、今までは出していなかったというのがありますので。委員長、この委員会の場でということでございましょうか。

藤井本委員長 出していただけるんやったら、早く議決をしたいという気持ちはもう皆出ているので、分かりますので。ただ、やっぱり何も見ないで議決というのには時間を要するから、回収用でもいいから出していただきたい。あるのであれば、今お持ちであってね。

資料提出の件についてご検討いただくということですので、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時45分

再 開 午後3時15分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど委員のほうからお願いしたように、今後の指定管理をしていただくに当たっての事業計画書というものを求めさせていただいて、今、お手元に配付したところであります。ちょっとご覧になっていただけますでしょうか。

これについて、簡単に説明できますか、理事者。例えば、今までと変わったところとか。

竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課、竹本でございます。

簡単にとおられると難しいんですけど、ずっとこの間、変わったところとか、今までやっただけのこと、新たに具体的に提案いただいている事業計画でございますねんけども、提案いただいている中では、基本的には自主プログラムとか、教室であったりとかスタジオとかをアイデアを凝らしてクラスを増やせるような努力をしていきたいとか、充実ということで、そういったことで在席会員を増やす方向で考えているというようなところでございました。実際、今回、20年間の中で平成30年度、令和元年度までは順調に会員数の高い維持をされた中での経営をされてきて、令和元年度の後半、年度末からのコロナでいつときかなり会員数が減った中で、回復のところ、それに向けて、改めての充実を図る

方向で今、提案いただいているところでございます。

事業計画書の4ページにありますユニバーサルマナー検定ということで、こちらのほうは多様性の理解や共生社会の推進を図るため、代表企業では、職員にユニバーサル検定を受講させて、利用者の高齢者や障がい者も公平に施設を利用いただけるように推し進めているとか、あと、改めて初級パラスポーツ指導員の資格取得等も進めていただくということになっております。

あと、その次の5ページでいいますと、ジオマーケティングを活用したスマホのオリコミということで、今まで本市の広報誌に折り込み等で周知等をされていた中で、そういったスマホでのオリコミという形でのアプローチをするという方向も計画いただいているところでございます。

次に、6ページでいいますと、一番下段のところにありますウェルカムチケットということで、定住促進策の導入ということで、葛城市に転入された方に、転入時に特典付きの提案をできるような形で考えていただいているところでございます。ウェルカムチケットということで、1回無料券の配付等も考えていただいているところでございます。

改めて、次、7ページの一番下段で、宿題やっつけタイムということで、こちらはスクールに通われる小・中学生等が、特に小学生ですね。スクールの前に先に宿題をやるようなスペースを設けたりとか、そういった形の提供を考えておられるところでございます。

次の8ページでいいますと、上段で、血圧計と体組成計、握力測定会ということで、運動を一定期間行うことで健康になっていただくために、そういった測定会の実施を考えていただいているところでございます。

新たに計画されているのはそれですけど、今までの既存の事業についても、いろいろ創意工夫で充実するような施設づくりを考えていただいている計画という形でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 せっかくこれ、出してもらいましたけど、皆さん、見ていただいて、今の事業計画についての確認、質問、ご意見等ないでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 よろしく申し上げます。まさにこういうことが見たかったんですけども、中身に関しては何か聞いていいことか悪いことか分からないので、軽く。結局は今まですごい一生懸命やられていて、きっちりされていると思うんですけども、現状維持よりは上に上がってほしいじゃないですか。そのときに、16ページにもあるように、お客様の声ボックスというのがあろうと思うんですけども、今回のこの先の5年のことの事業計画やと思うんですけども、この声がどういうふうに反映されているのかというのは把握されているのかなど。前、僕、ちょっと言ったと思うんですけども、10ページの子ども水泳教室。これ、結構人気あると思うんですけども、子どもらが入れへん状態やと思うんです、今。そういうのも改善されるのかどうかというのが僕、ちょっと気になっているところなんです。この中身を見る限りですけれどね。

その辺が分かっているのかどうかというのと、この2つ目の、最初にもらった基本協定書

読んでたら、前のやつかみたいになったんですけど、最後から2枚目かな、費用負担について書いてあると思うんですけども、ここは今からまた新たに考えるんですか。何に対して市がお金を払って、何に対して業者が払うかというのがここで取決めされると思うんですけども。ほんで、さっきの坂本委員の質問と関連するかなと思うんですが、これ、何がどうなのかあまり分からないんですけども、基本的にはこれと同じ内容で今回もいかはるのかというのが2つ目。

3つ目が、ここにも書いてあると思うんですけども、コロナでちょっと会員数が減って、料金を上げましたよね。コロナで。ほんだら、5類になったという話で、コロナがどこで終わりかという区分は難しいと思うんですけども、ただ、今回も900何ぼですか、上がってきているわけじゃないですか。利用料というのは、コロナが原因で上がっていたら、コロナが終われば元に戻さなあかんと思うんですけど。物価高騰やら人件費高騰で上げんねやったら、更にもう一回上げてきてもらわんと、僕はちょっとつじつまが合わないような気が。その辺の考えというのは全く議論されていないのか、今から考えるのか、このままでいきますなのか、ちょっとその辺、お答え願えますか。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課の竹本でございます。

杉本委員のご質問、まず1点目のスイミングに関してなんですけども、先ほど人件費の高騰、最低賃金が上がっている部分の高騰もあるんですけども、スイミング等のスタッフの充実を図るということで、クラス分け、その辺を増加していく方向では考えていただいているところでございます。おっしゃっていただいているように、聞いている部分で、特に土日がかなり待機者が多いということで、なかなかというのは聞いております。

あと、協定内容については、別添2の1回当たり工事費ということで、先ほども言いましたように20万円。そこは一応、今の現状として、公募要項の中にも書いているので、そこら辺でという形では考えていると。そのあたりは今後、全体的な金額の調整は必要かと思えます。

料金について、実際、令和3年度でしたか、市外の方だけ増額をさせていただいて、現在、現状維持なんですけども、戻すかどうか、以前にも決算特別委員会等でもお聞きしていたと思うんですけども、そのあたりで、回復傾向のところ、今戻すというのはちょっとという部分と、いろんな人件費の高騰もあった中で、逆に上げる方向の議論も案としては出かけています。まだ議論中ということで、今、検討しているところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 水泳の子どものやつは、分けるなり、スタッフを増やすなりして解決するんですね。すること、ほんなら僕、言うてよろしいですか。そういうことやと思うんです。その次の5年に向けて改善して、1個質問が飛んでいると思うんですけど、お客様の声は反映されているのかということ、あと水泳とか、人気のところをどう強化していくかって、いうたら次の5年の課題なわけじゃないですか。そこをどう考えているのかという話と。

もう一つは、料金のことに関しては、下げろとか上げろとかじゃなくて、前は、僕は説明のときに、コロナが原因で利用者が減ったから料金を上げさせてもらいます、しゃあないですねって賛成したわけで、それで人数が戻ってきたら、そこで一旦元に戻して、物価高騰やら人件費高騰でもう一回上げ直すという方法があるんじゃないのって言っているんですが、それは、そこが無視されるのが嫌なだけで、聞いているだけなんですけども。もしやるとしたらそういう方法をしていただかないと、何か下げろとか上げろとか、そんな問題じゃないんですよ。やり方の問題を聞いているだけなので。前は、多分皆さんもそうやし、コロナの状況で利用者数が減ってきたから、苦しいから料金上げます、賛成ってなっているんです。そこをちゃんと整理してくださいって言っているんです。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課の竹本でございます。

まず、利用料金については、状況を見て、会員数の回復も途上というところもございまして、そのあたりを見て、また判断して考えていきたいと思えます。

そして、アンケートにつきましては、定期的なアンケートの結果報告等、された中で反映できる部分は反映いただいている。いろんな意見については定期報告会でも報告はいただいた中で、対応も聞かせていただいているところでございます。

あと1点、スイミングのほうについては、クラスを増やす方向でのスタッフの増と聞いておりますので、それを目指してというところで、それは状況を見た段階でまた対策を考えていかないとということで、一応増やしたことでどう変わるかを見ていきたいとは思っております。

以上です。

杉本委員 スイミングのほうはお願いします。人気があるって聞いて、それはいいことなんで、間違いなく。それはちょっと力を入れていただきたいなと思えます。

それで、5年間のお客様の声が、次の5年間に反映するとか、ちょっと分からなくて、今聞いたらあんまりよくないのか分からないので、後で聞いたほうがいいですか。そこを具体的に、今、質問できへんから、後でいいので教えていただきたいと思えます。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

松林委員。

松林委員 運営補てん金が960万円上がった。指定管理料が960万円上がったと理解しておるんですけども、これ、実際問題、総額何ぼの指定管理料になるのかということと、そして直近の成果配分、ある程度収益が上がって、葛城市がどれだけの成果配分をいただいているのかというところをちょっとお伺いします。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課、竹本でございます。

ただいまの松林議員の質問でございますが、まず1点目の運営補てん金につきましては、今現在の5年間については、年額2,970万円でございます。それについて、今回、提案額が

3,930万円で、960万円の増額ということでございます。

コロナ禍の成果配分については、逆に言うたら、令和2年度は成果配分は実績が悪くてないんですけど、令和3年度、令和4年度、令和5年度ではそれぞれ、令和3年度で838万8,019円、令和4年度につきましては795万8,947円、令和5年度はこれから見込みで、予算のときには当初740万円ぐらいを見込んでいたところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 一定の売上げ、収益を上げると成果配分は入ってこないということでなかなか、今後は指定管理料3,930万円か。今まで2,970万円で、830万円とか790万円、このあたりで、なかなか厳しい経営状況かなと思うんですけども、今後よりよいサービスの提供をしっかりとさせていただいて、在席会員も獲得しながら、利益の追求もしっかりしていただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 先ほどいただいた様式2-1号の中に、基金への還元というふうにここで書いていただいているんですけども、一番最後のところに、収支見込額算定書に記載って、こう書いているんです。先ほどいただいた事業計画書というのは、こういうふうに5年間計画的にやりますという文字版。数字版がこの計画書以外に、契約時に提出されているというふうに解釈したらいいんですかね。別にあるということですね。それはちょっと公開できへんということなんですかね。ちょっとそこをもう一度お願いします。

藤井本委員長 今のは17ページの市への利益の還元というところですね。

増田委員 はい。

藤井本委員長 今ここを話し合っているということやろうけど、お答えください。17ページの、先ほども松林委員からあったけども、市への還元、成果配分がありますやん。これと17ページのこのことでしょうか。これを今、協議してもうてるところということやろうと思うんですけど、ここには、還元の考え方は、収支見込算定書に記載と、こうなっている。これがまだできていないということやろうと思うけど、その辺の状況をお答えください。

竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課の竹本でございます。

ただいまの還元につきましては、収支見込額算定書、収支計画等では5年間の計画は出ているところでございます。基本的には、売上げから一部のショップの経費を除いた中で、あと協定書に、今回渡させてもらっている一番後ろに超過基準額がありまして、それを超える額の2分の1を成果配分として市に支払うという協定になっております。そのあたりの部分について、再度協議できる分については、協定に向けて進めていきたいというところでございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 私、何が言いたいかという、こういうことをしたい、ああいうことをしたいという文字

の様式2-1号ですね。それで大体、頑張ってくれはんねんなどというのは分かる。ただ、判断基準としては、やっぱり数字によるものかなと。それは何かというと、960万円の上乗せということが、やっぱり今回の契約時での、過去からちょっと変わるという。この根拠というもの、やっぱりエビデンスが必要なかなと。それが先ほどあった人件費、光熱費、維持費、バス代等が恐らく収支見込額算定書の中で、過去より数字が下がっているという証拠となる数字がそこに並んでいるのかなと。それがあれば、そうか、ちょっとここで厳しい状況なので上がるんだなということも含めて審査といいますか、判定の判断材料になるのかなと思うので。それがなければ、なかなか難しいと。先ほどの説明で大体960万円値上がり分の根拠というのは分かったので、あえて出しにくかったらいいですけども、初めから収支見込額算定書があればスムーズな判断ができたのかなと、こういうふうにはちょっと感じました。もうしゃあないですわな。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 同じことの繰り返しになって申し訳ないんですけど、この基本協定書、前回のやつを参考で出してもらっていますけど、確認して、私、これ、変わるところって、第22条の指定管理料、これが2,700万円、プラス消費税ですので、先ほどからおっしゃっている2,970万円になるのかな。これが税込みで3,930万円になるということがまず変わるわけですよ。それ以外に、別添3のところは今ちょっと協議しているということですよ。

それ以外の別添4とかほかの項目を見ている、仕様書と比較しても変わるようなところがないように思うんですけども、ほか、何かここが変わりますというのがあれば、今の段階で分かっていることをちょっと教えていただきたいということで、何かあれば教えていただけますか。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課、竹本でございます。

ただいまの梨本委員の質問、大きくは今、一番最後、別添3が成果配分にも影響する部分で大きなところと考えておるところで、協定書、提案とか今までやってきた中での趣旨等に反しない限りで文言的なところも見直そう、できる限りはそのあたりも考えているところでございます。趣旨の変わらない中でのところでは、そういった部分も考えていきたいというところで思っております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 分かりました。ちょっと私これは、あとは意見だけなんですけど、やっぱり議会でしっかりと審議する上で、こういったことを先に説明してもらっていたら、それと仮であってもこういうものを準備しようと思っているみたいなところを提言していただいていたら、我々もすんなり中身の審議に入っていけると思うんです。この間、やはり提出していただく資料が、私、足りていないのかなというふうに思うことが多々ございます。我々議員としても、しっかりと内容の確認をさせていただいて、その上で責任を持って議決したいというふうな考え

ておりますので、そういった提出していただく資料に関しては、もう少し丁寧に分かりやすく、我々が聞く前に、それを見たら一目瞭然というような形で、できるだけやっていただきたいと、これはもう切にお願いしておきます。

藤井本委員長 もうあまり時間があれですけども、ちょっと副市長に答えてほしいねんけど、これ、時間がかかっているというのは、体育振興課、教育委員会のみならず、指定管理者を指定するときのしるじという点が、議会で提示する方法が決まっていないというところに問題がありますわ。総務部長にも答えてもらっているように、ほかのところではもうちゃんとルールができてんねんと。うちはできていない。議員も、何ぼ一生懸命やったって、材料がなかったら判断できませんわね。ただ、あそこの実績とか成果配分で、利益を出されたら市にも積み立ててくれてはるから、そういう実績配分があるから、その辺のところは皆理解はされていると思うけども、議決するに当たって、その辺の改善が必要やと思います。この辺の考え方、ちょっと説明ください。

東副市長。

東 副市長 東でございます。ご意見等いただきまして、本当にありがとうございます。

今回、書類の点で丁寧になっていなかったのかということところはちょっと否めない部分で、大変申し訳なく思っております。今後、本市といたしましても先進地の事例、先ほど総務部長が申しあげましたとおりでございますけれども、先進地のガイドラインであるとか、あらゆるところで一番いい提出の仕方、ほんでまた議員が一目瞭然で分かるような資料の提出の仕方というのを調査研究させていただいて、今後は、これを今度また5年後にもお願いすることになるかと思っておりますので、そのときにはしっかりした分かるような資料、これだけに限らず、全庁的に取り組んでまいって、皆さんに提出して、理解を求められるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひたいと思ひます。ありがとうございます。

藤井本委員長 よろしくお願ひします。今、副市長からも今後の議会との対応とか、これのガイドラインの作成とか、今後についてご説明いただきました。こんなことも踏まえて、もうそろそろ質疑を終結したいと思ひますけども、ほかに質疑、要望等あれば。ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第90号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 異議なしと認めます。よって、議第90号は原案のとおり可決することに決定をいた

しました。

次に、議第91号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。

上程いただいております議第91号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、ご説明申し上げます。

本条例は、来月1日施行させていただきたく、初日での提案準備を進めておりました。ところが、議案提出締切日直前に、厚生労働省から改正規定に訂正が入る旨の連絡が奈良県を經由してございましたので、初日からの提案がかないませず、追加でのお願いとなりました。何とぞよろしくお願ひいたします。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が本年5月公布、来月1日に施行されることに伴うものでございます。

改正法律の概要は、子ども・子育て支援の拡充として、国民健康保険被保険者の産前産後期間における保険税を免除し、その免除相当額を国、都道府県、市町村で負担することとされるものでございます。これに準じて本市国民健康保険税条例の一部を改正するもので、出産する被保険者に係る所得割額及び均等割額について、出産予定月の前月、多胎妊娠の場合は3か月前から、出産予定月の翌々月までの期間免除するものでございます。加えて、今回の改正に合わせて規定の整備も行うものでございます。

お手元にお配りさせていただいております国の資料でございますが、産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険税が免除されますという、この資料をご覧くださいませか。上から説明させていただきます。対象となる方、受付期間は令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

次に、国民健康保険税の免除方法でございます。その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月相当分が減額されます。

2つ目の米印です。多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から6か月相当分が減額されます。その下、2つ目の黒丸です。令和5年度においては、産前産後期間のうち、令和6年1月以降の期間の分だけ保険税が減額されます。その下の黒丸、払い過ぎになった保険税は還付されますというものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。国民健康保険税の減額についての規定でございます。第21条、6ページまで第2項が続いておりました。その次に、次の1項を加えます。第21条第3項として、国民健康保険税の納税義務者の世帯に、地方税法施行令第56条の89第4項、この内容は、国民健康保険税の減額についての規定でございます。ここに規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつ

ては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

第1号、国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額、当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

次の第2号は、出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額について、第3号は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額について、第4号は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、第5号は、介護納付金課税額の所得割額、そして第6号、介護納付金課税額の被保険者均等割額についてと、それぞれの区分で減額を規定しています。

次条、第21条の2の改正は、4行目、第22条の2から第22条の2第1項に改めるもので、規定の整備でございます。

次、9ページの下、第22条の2は、特例対象被保険者等に係る申告について規定するものでございますが、この第2項において、雇用保険法施行規則の一部改正に伴い、これまでその他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類と表記していたところを、又は雇用保険受給資格通知に改めるもので、今回の改正に合わせて行う規定の整備でございます。

次の第22条の3は、今回の出産被保険者に係る届出について新設する規定で、国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、以下の第1号から第5号までの事項を記載した届書を市長に提出しなければならないとするものでございます。

第2項は添付しなければならない書類について規定するもの、第3項は届出は出産予定月の半年前から行うことができる旨の規定、第4項では第1項の規定による届出を省略できる場合の規定となっております。

その下の附則第5項、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例、12ページの第6項、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例、続く第7項、そして第9項から第12項、ページをおめくりいただき、第15項、第16項の改正は、これまで第21条第1項の規定に限定していたところを、改正後は第21条第1項から第3項まで、すなわち第21条全体の規定とすることから、第21条第1項から第21条に改めるものでございます。ただし、戻っていただきまして11ページ、第5項5行目は第1項だけに限定することから、同項を同条第1項に改めるものでございます。

最後、19ページをお願いします。附則として、この条例は令和6年1月1日から施行する。来月1日からです。

第2項、適用区分として、改正後の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、これら以前のは従前の例による旨、規定させていただくものでございます。よろしくご

審査賜りますようお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第91号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第91号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第92号、葛城市手数料条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。

上程いただいております議第92号、葛城市手数料条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げます。

本案は来年、令和6年3月1日施行の政令が、今年12月1日閣議決定、6日に公布されましたので、今回、追加議案としてお願いする次第でございます。よろしくご説明申し上げます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、これまで本籍地市町村のみへの交付請求でございました戸籍謄本等について、今後は本籍地以外の市町村においても交付請求が可能となること、また、新たに戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務が追加されることから、戸籍法の一部改正規定を踏まえ、手数料を徴収する事務及び金額を定めるなど所要の改正、そして、この改正に合わせて一部規定の整備を行うものでございます。

資料としてお配りさせていただいております法務省からの地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正についてをご覧いただきたいと思っております。1枚物です。改正戸籍法第5号施行に伴い、手数料を徴収する事務として追加されるものは、以下のとおりでございます。

まず左側、戸籍謄本等の広域交付事務が追加となります。自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村窓口でも戸籍謄本等の交付請求が可能となるものでございます。上の現状は、現本籍がA市、転籍前がB町、婚姻前がC村とそれぞれの本籍地でしか戸籍が取れなかったものが、下の改正後は、戸籍情報連携システムにより、最寄りの市町村

役場の窓口で請求が可能となります。

次に、右側でございます。戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行事務が追加となります。行政手続のデジタル化を進め、利用者の利便性の向上を図るため、オンライン上で利用が可能となる電子的な戸籍証明書を取得するための記号、パスワードのようなものでございまして、行政機関は、提出された識別符号により、法務大臣が管理するアクセスサーバーから戸籍証明書の電子データを取得できるようになるものでございます。

最後に右下でございます。届書等情報内容証明書の交付等の事務が追加となります。戸籍の届出書類をスキャナーで読み込んで、画像情報として作成したものに係る証明書の交付請求及び内容を出力したものの閲覧請求が可能となるものでございます。

次に、新旧対照表の1ページをお願いいたします。手数料の種類及び金額を規定する第2条でございます。第1号から第6号までが戸籍法に係る規定でございます。第1号は戸籍謄抄本、第2号は除籍謄抄本、第3号は戸籍記載事項証明書、第4号は除籍記載事項証明書、第5号は届出人、そして利害関係人の求めに応じ交付する戸籍届受理証明書、第6号はその閲覧手数料について、それぞれ定められております。

まず、第1号をご説明申し上げます。第1号には2つの改正部分がございます。

まず、前段部分について、若しくは第126条という文言が加わっております。この第126条と申しますのは、市町村長又は法務局若しくは地方法務局長は、法務省令で定める基準及び手続により、統計の作成又は学術研究であつて、公益性が高く、かつ、その目的を達成するために戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項に係る情報を利用する必要があると認められるもののため、その必要の限度において、これらの情報を提供することができるという規定でございまして、これまで法の規定に基づいて運用してまいりましたところ、この際、規定の整備をさせていただくものでございます。これは次の第2号から5号までも同様でございます。

そして、第1号後段の部分が今回の主な改正の1つでございます。自らや父母等の戸籍について、本籍地の市町村以外の市町村の窓口でも戸籍謄本の請求を可能とする旨規定される新設の戸籍法で、これが3行目右端点、第120条の2第1項と表記する形で加わるものでございます。次の除籍謄抄本を規定している第2号も同じでございます。第6号も戸籍法で新設される第120条の6第1項、届書等情報内容証明書の交付を追加するものでございます。第7号、第8号も今回戸籍法で新設されるもので、自らや父母等の戸籍について、電子的な戸籍記録事項証明情報、戸籍電子証明書の発行を可能とする旨の規定である法第120条の3第2項に関する新設規定でございまして、第7号が戸籍、第8号が除籍の電子証明書提供用識別符号の発行についての規定でございます。

附則として、この条例は、戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行日の日から施行するとさせていただくものでございます。これがすなわち令和6年3月1日のことでございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第92号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第92号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

藤井本委員長 ほかに。

奥本議員。

(奥本議員の発言あり)

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後4時16分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

藤井本 浩